

# 福岡県公報

平成18年1月23日  
第2486号

## 目 次

### 告 示 (第110号—第137号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
○卸売業務の廃止の届出	(水産振興課) ..... 2
○卸売市場の廃止の許可	(水産振興課) ..... 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) ..... 4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) ..... 4
○指定管理者の指定	(障害者福祉課) ..... 5
○指定管理者の指定	(障害者福祉課) ..... 5
○指定管理者の指定	(保健福祉課) ..... 5
○指定管理者の指定	(自然環境課) ..... 5
○指定管理者の指定	(労働政策課) ..... 5
○指定管理者の指定	(労働政策課) ..... 6
○指定管理者の指定	(生活文化課) ..... 6
○指定管理者の指定	(生活文化課) ..... 6

○指定管理者の指定	(新産業・技術振興課) ..... 6
○指定管理者の指定	(漁港課) ..... 7
○指定管理者の指定	(緑化推進課) ..... 7
○指定管理者の指定	(緑化推進課) ..... 7
○指定管理者の指定	(企画課) ..... 7
○指定管理者の指定	(公園街路課) ..... 7
○指定管理者の指定	(住宅管理課) ..... 8

### 教育委員会

○指定管理者の指定	(教育庁スポーツ健康課) ..... 8
○指定管理者の指定	(教育庁文化財保護課) ..... 9
○指定管理者の指定	(教育庁スポーツ健康課) ..... 9
○指定管理者の指定	(教育庁生涯学習課) ..... 9

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集	(環境政策課) ..... 9
-----------------------------------	-----------------

## 告 示

### 福岡県告示第110号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
柏屋郡篠栗町大字尾仲570-1から570-4まで及び570-5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
柏屋郡篠栗町大字尾仲572番地  
豊鋼材工業株式会社 代表取締役 出原 悠

### 福岡県告示第111号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原133番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市錦町1丁目3番1-206号古賀ビル

三宅 邦宏

**福岡県告示第112号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2項の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
地方卸売市場遠賀魚市場	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目14番50号	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役社長 境 章吾	平成17年 11月30日

**福岡県告示第113号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように卸売市場の廃止の許可をしたので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	廃止年月日
地方卸売市場遠賀魚市場	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目14番50号	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役社長 境 章吾	平成17年 11月30日

**福岡県告示第114号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月24日福岡県告示第179号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第115号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年8月26日農林水産告示第1188号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年6月29日農林水産省告示第852号（2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年2月7日福岡県告示第218号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年3月9日農林水産省告示第402号（4に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第119号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市中央5丁目3731番1、3749番1、3750番1及び5252番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東比恵1丁目4番5号

大和工商リース株式会社福岡支店 支店長 篠原 和徳

**福岡県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
那珂県道	観世音寺線		前	太宰府市觀世音寺一丁目267番先から筑紫野市大字二日市929番3先まで	4.1 ～ 17.8	1570.0	
			前	太宰府市朱雀二丁目340番1先から筑紫野市大字二日市929番3先まで	6.9 ～ 22.8	509.0	うち筑紫野古賀線重用延長255.0メートル

		二日市	後	太宰府市觀世音寺一丁目267番先から筑紫野市二日市中央四丁目707番1先まで	4.1 ～ 17.8	1842.0	うち筑紫野古賀線重用延長224.0メートル
			後	同上	5.0 ～ 48.0	1980.0	うち筑紫野古賀線重用延長479.0メートル

**福岡県告示第121号**

大和北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
平川茂義	柳川市大和町塩塚1380番地

**福岡県告示第122号**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

県営南嘉穂地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成18年1月23日から 平成18年2月20日まで	嘉穂町役場
-----------------------------	------------------------------	-------

### 福岡県告示第123号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第18条の2第1項の規定に基づき、福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者を指定したので、同条例第18条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県身体障害者授産指導所	古賀市千鳥3丁目1番1号	社会福祉法人福岡県厚生事業団	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 福岡県告示第124号

福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和55年福岡県条例第27号）第5条の規定に基づき、福岡県身体障害者リハビリテーションセンターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県身体障害者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥3丁目1番1号	社会福祉法人福岡県厚生事業団	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

### 福岡県告示第125号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉セン

ターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条第1項、第8条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条の2第3項、第8条の2第3項及び第11条の2第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県男女共同参画センター	春日市原町3丁目1番地7	財団法人福岡県地域福祉財団	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県人権啓発情報センター			
福岡県総合福祉センター			

### 福岡県告示第126号

福岡県平尾台自然観察センター条例（平成12年福岡県条例第25号）第3条の規定に基づき、福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台1丁目1番1号	ハートランド平尾台株式会社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 福岡県告示第127号

福岡県産炭地労働者体育施設条例（昭和46年福岡県条例第13号）第5条の規定に基づき、福岡県筑豊ハイツ体育施設及び福岡県大牟田ハイツ体育施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県筑豊ハイツ体育施設	嘉穂郡庄内町大字仁保字高尾8番地の30	財団法人筑豊勤労者福祉協会	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
福岡県大牟田ハイツ体育施設	大牟田市大字草木474番地1	有限会社秀明	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### 福岡県告示第128号

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第5条の規定に基づき、福岡県立福岡勤労青少年文化センター及び、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立福岡勤労青少年文化センター	福岡市早良区百道2丁目3番15号	財団法人福岡県労働福祉公社	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井掘5丁目1番3号	財団法人北九州勤労青少年福祉公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 福岡県告示第129号

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第3条の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立あまぎ水の文化村	甘木市大字矢野竹831番地	財団法人あまぎ水の文化村	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 福岡県告示第130号

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第3条の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県国際文化情報センター	福岡市中央区天神1丁目1番1号	財団法人アクロス福岡	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 福岡県告示第131号

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第3条の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市大字川津680番地の41	財団法人飯塚研究開発機構	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 福岡県告示第132号

福岡県漁港管理条例（昭和39年福岡県条例第70号）第19条の規定に基づき、福岡県宮津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者を指定したので、同条例第20条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県宮津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設	福津市津屋崎1187番地の7	津屋崎漁業協同組合	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 福岡県告示第133号

福岡県立森林公園条例（昭和51年福岡県条例第24号）第3条の規定に基づき、福岡県立四王寺県民の森及び福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立四王寺県民の森	福岡市中央区天神3丁目10番25号	福岡県森林組合連合会	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県立夜須高原記念の森	福岡市中央区天神3丁目10番25号	福岡県森林組合連合会	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
--------------	-------------------	------------	-------------------------

## 福岡県告示第134号

福岡県緑化センター条例（昭和59年福岡県条例第4号）第4条の規定に基づき、福岡県緑化センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地	社団法人福岡県樹芸組合連合会	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 福岡県告示第135号

福岡県建設技術情報センター条例（平成7年福岡県条例第29号）第5条の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1	財団法人福岡県建設技術情報センター	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

## 福岡県告示第136号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、福岡県営都市公園の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県営東公園	福岡市早良区西新2丁目1番54号	安藤造園土木株式会社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営西公園	福岡市中央区大手門2丁目1番10号	にしてつグループ（代表団体 西鉄グリーン株式会社）	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営大濠公園			
大濠公園能楽堂	福岡市中央区天神1丁目4番1号	株式会社西日本新聞イベントサービス	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営名島運動公園	宗像市土穴110番地1	名島グリーンサポート（代表団体 宗像緑地建設株式会社）	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営天神中央公園	福岡市博多区奈良屋町2番1号	J MK・都市造園グループ（代表団体 株式会社ジャパンメンテナンス九州）	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
旧福岡県公会堂貴賓館			
福岡県営春日公園	福岡市中央区大濠公園1番2号	財団法人福岡県公園管理センター	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営中央公園	福岡市中央区大濠公園1番2号	財団法人福岡県公園管理センター	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
福岡県営筑豊緑地	福岡市中央区大濠公園1番2号	財団法人福岡県公園管理センター	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

福岡県営筑後広域公園	福岡市中央区大濠公園1番2号	財団法人福岡県公園管理センター	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
------------	----------------	-----------------	-------------------------

### 福岡県告示第137号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第63条の規定に基づき、福岡県営住宅の指定管理者を指定したので、同条例第64条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県営住宅	福岡市中央区天神5丁目3番1号	福岡県住宅供給公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 教育委員会

#### 福岡県教育委員会告示第1号

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第3条の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立久留米スポーツセンター	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号	財団法人福岡県スポーツ振興公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**福岡県教育委員会告示第2号**

九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号）第5条の規定に基づき、求菩提資料館、甘木歴史資料館及び柳川古文書館の指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
求菩提資料館	豊前市大字吉木955番地	豊前市	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
甘木歴史資料館	甘木市大字菩提寺412番地の2	甘木市	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
柳川古文書館	柳川市大字本町87番地の1	柳川市	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**福岡県教育委員会告示第3号**

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県馬術競技場及び福岡県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第7条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号	財団法人福岡県スポーツ振興公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号	財団法人福岡県スポーツ振興公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県馬術競技場	古賀市庭内564番地	福岡県馬術連盟	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県立総合射撃場	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号	財団法人福岡県スポーツ振興公社	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**福岡県教育委員会告示第4号**

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第3条の規定に基づき、福岡県青少年科学館の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年1月23日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地	財団法人福岡県教育文化奨学財団	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

**雑報****福岡県環境審議会公告**

福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成18年1月23日

福岡県環境審議会会长 浅野直人

**1 意見募集の対象**

福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申（案）

**2 閲覧場所等**

福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申（案）は(1)及び(2)の場所に配架するとともに、(3)のホームページにも掲載する。

**(1) 次の県民情報センター及び県民情報コーナー**

- ・ 県民情報センター (福岡市博多区東公園7-7)
- ・ 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8)
- ・ 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642-1)
- ・ 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1)
- ・ 京築県民情報コーナー (行橋市中央1-2-1)

**(2) 次の保健福祉環境事務所環境課**

- ・ 筑紫保健福祉環境事務所環境課 (大野城市白木原3-5-25)
- ・ 粕屋保健福祉環境事務所環境課 (糟屋郡粕屋町大字戸原235-7)
- ・ 宗像保健福祉環境事務所環境課 (宗像市東郷1-2-1)
- ・ 朝倉保健福祉環境事務所環境課 (甘木市大字甘木2014-1)
- ・ 糸島保健福祉環境事務所環境課 (前原市浦志2-3-1)
- ・ 遠賀保健福祉環境事務所環境課 (遠賀郡水巻町吉田西2-17-7)
- ・ 鞍手保健福祉環境事務所環境課 (直方市日吉町9-10)
- ・ 嘉穂保健福祉環境事務所環境課 (飯塚市新立岩8-1)
- ・ 田川保健福祉環境事務所環境課 (田川市大字伊田松原通り3292-2)
- ・ 久留米保健福祉環境事務所環境課 (久留米市合川町1642-1)
- ・ 八女保健福祉環境事務所環境課 (八女市大字本村深町25)
- ・ 山門保健福祉環境事務所環境課 (柳川市三橋町今古賀8-1)
- ・ 京築保健福祉環境事務所環境課 (行橋市中央1-2-1)

**(3) インターネットの福岡県のホームページ**

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

**3 意見の提出期間**

県公報登載の日から平成18年2月6日まで（必着）

**4 意見書の提出方法**

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

**5 意見書の提出先**

福岡県環境部環境政策課

（住 所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（F A X） 092-643-3357

（電子メール） [kansei@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kansei@pref.fukuoka.lg.jp)

(別紙)

## 意見書

住所（所在地）	意見
氏名（法人名）	理由
意見	備考

## 記入上の注意

1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載することとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。

2 意見は、日本語で記載してください。

3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

## 福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申（案）の要旨

### 第1章 計画策定の背景と計画の基本的事項

#### 1 計画の位置付け

国の京都議定書目標達成計画の策定を受け、本県の温室効果ガスの削減目標を設定した地球温暖化対策推進計画を策定するもの。

#### 2 計画期間

- ・2006（平成18）年度～2012（平成24）年度
- ・温室効果ガス削減の目標年度は2010（平成22）年度

#### 3 計画の対象

- 対象地域  
福岡県全域
- 対象とする温室効果ガス  
二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、  
ペーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄

## 第2章 温室効果ガス排出量等の現状と将来推計

### 1 二酸化炭素排出量の将来推計

今後、特段の追加対策を講じない場合、目標年度（2010年度）の二酸化炭素排出量は、基準年度（1990年度）比で+2%、現況年度（2002年度）比で+1%になる。

ガス区分	排出部門	現状排出量		将来推計	増減率
		1990年度 (万トンCO <sub>2</sub> )	2002年度 (万トンCO <sub>2</sub> )		
エネルギー	エネルギー転換部門	60	43	30	-27% -31%
民生部門	家庭系	481	548	577	+14% +5%
	業務系	483	556	620	+15% +12%
	小計	964	1,104	1,197	+15% +8%
産業部門	3,016	2,785	2,649	-8% -5%	
エネルギー	自動車	760	998	1,163	+31% +17%
CO <sub>2</sub> 起源	鉄道	23	17	18	-24% +3%
CO <sub>2</sub>	運輸部門	55	68	80	+25% +18%
	国内船舶	62	99	112	+60% +13%
	国内航空				
	小計	899	1,183	1,374	+32% +16%
1 非エネルギー	工業プロセス部門	876	748	657	-15% -12%
CO <sub>2</sub> 起源	一般廃棄物	43	57	66	+32% +16%
	産業廃棄物	15	13	13	-11% -1%
	小計	58	70	79	+21% +13%
CO <sub>2</sub> 合計		5,873	5,932	5,986	+1% +1%

### 第3章 溫室効果ガスの排出削減目標

#### 1 目標設定の基本的考え方

- (1) 本県の溫室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素について、今後の排出量の増加に最も影響を及ぼす排出部門に対し、具体的な削減目標を設定する。
- (2) 民生の家庭部門と業務部門、運輸部門の自動車を目標設定の対象とする。
- (3) 県民と事業者という活動主体で振り分け、原単位（家庭1世帯当たり、事業所の単位床面積当たり、自動車1台当たり）の二酸化炭素排出量の削減目標を設定する。
- (4) 家庭部門の取組の目安となる“ものさし”として電気使用量の目標数値を示す。
- (5) 産業部門の取組及び森林吸収源対策は、国の定めるところに従い進められるものとする。

#### 2 削減目標

##### (1) 県民の削減目標

2010年度までに、現況年度（2002年度）より

- 1世帯当たりの二酸化炭素排出量を約10%削減する。
- マイカー1台当たりの二酸化炭素排出量を約13%削減する。

##### (2) 事業者の削減目標

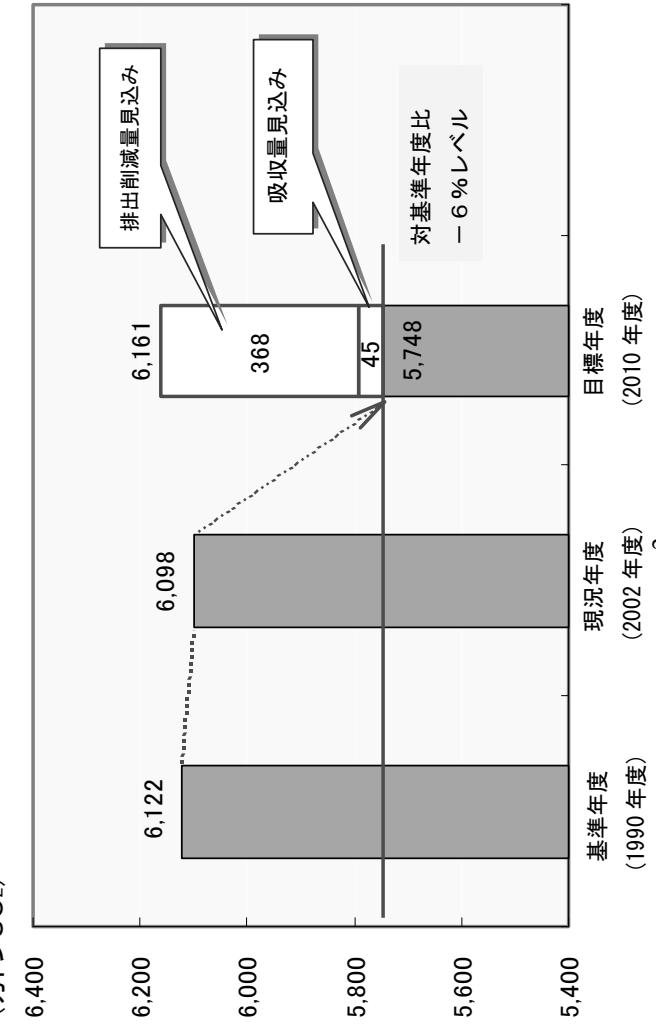
2010年度までに、現況年度（2002年度）より

- 事業所の単位床面積当たりの二酸化炭素排出量を約8%削減する。
- 使用自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を約13%削減する。

##### (3) 県全体の削減量見込み

2010年度までに、基準年度（1990年度）より約6%の溫室効果ガスの排出量の削減が見込まれる。

（万トンCO<sub>2</sub>） 図 県全体の溫室効果ガスの排出削減量見込み



#### (4) 県民の取組の目安となる目標数値

各家庭で使用する毎月の電力使用量を、2010年度までに目標水準（-10%）にまで下げるることを取組の目安とします。

$$\boxed{\text{取組の目標数値} = \text{現在の電力使用量 (kWh/月)} \times 0.9}$$

参考として、住居形態と世帯人員数からモデル世帯を想定し、電気を例として取組の目標とする標準的な月平均使用量の目安を以下に示します。

表 典型的なモデル世帯における目標とする電力使用量の目安

	1人世帯 モデル世帯タイプ	3人世帯 戸建住宅	4人以上世帯 集合住宅
モードル世帯タイプ			
戸建住宅	250 kWh/月	360 kWh/月	430 kWh/月
集合住宅	200 kWh/月	280 kWh/月	320 kWh/月

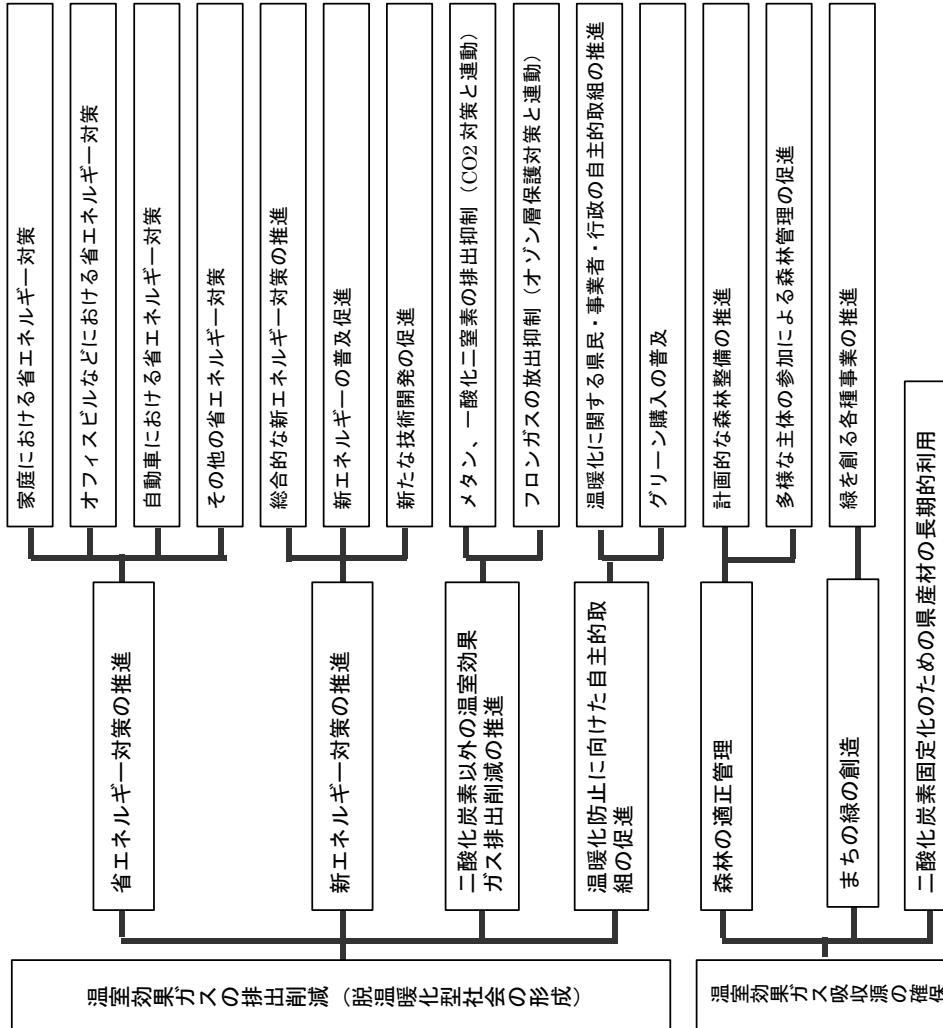
備考) この数値は、環境省と経済産業省が典型的なモデル世帯を想定して示した九州地域のエネルギー消費量実績（2002年度）に、補正係数を乗じて本県の標準的な電力使用量を設定し、これにより県民の削減目標（現状より10%削減）を考慮して設定しています。使用エネルギー構成は、電気+都市ガス、電気+都市ガス+灯油、電気+L.Pガス+灯油に対応しています。

#### (5) 事業者の取組の目安となる目標数値

オフィスビルや店舗、病院等の事業所で使用する毎月の電力使用量を目指水準（-8%）にまで下げるなどを取組の目安とします。

$$\boxed{\text{取組の目標数値} = \text{現在の電力使用量 (kWh/m^2・月)} \times 0.92}$$

## 第4章 目標達成に向けた取組 1 県の施策体系



## 2 県民に期待される取組

3つのステップで二酸化炭素排出削減に取り組む。

区分	取組時期	期待される取組	取組例
ステップ 1	今すぐ	省エネルギー・省資源行動	環境家計簿の記帳 エコドライブの実践 ごみの分別排出
ステップ 2	買い替え時期が きたとき	省エネ機器への転換	省エネ電化製品の購入 低公害車の購入
ステップ 3	家を建てるとき	省エネ住宅への建て替え	太陽光発電設備の設置 住宅の高断熱・高気密化

## 3 事業者に期待される取組

県民と同じく、3つのステップで二酸化炭素排出削減に取り組む。

区分	取組時期	期待される取組	取組例
ステップ 1	今すぐ	省エネルギー・省資源行動	ノーマイカーテーの導入 昼休みの消灯 冷暖房温度の調整
ステップ 2	機器・設備等を更 新するとき	省エネ機器への転換	省エネ型のOA機器の購入 白熱灯を蛍光灯に取り替え
ステップ 3	建物を新築・改 修するとき	省エネ・新エネ設備の導入	太陽光発電設備の設置 複層ガラスの採用 屋上緑化

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

県は、関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策、事業の推進を図る。また、市町村とも連携、協力しつつ、福岡県環境県民会議、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、福岡県地球温暖化防止活動推進員等を活用し、計画の推進を図る。

### 2 進行管理

県は、計画の進捗状況について点検・評価し、環境白書等により県民に対して公表する。

また、国の京都議定書目標達成計画が、「第1約束期間（2008～2012）の前年である2007年度に、本計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする。」としていることから、国の見直しの状況も考慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを検討する。